## (8)特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

特別職等の給料・報酬等については、助役・収入役・議長・副議長・議員の報酬等を平成4年10月から現行に据え置いています。また、町長については、平成7年7月に85万円から現行の給料に引下げを行っています。

平成17年4月から給与抑制措置として、町長・助役・収入役の・賞与時の管理職手当相当率を全額カットしました。

平成18年4月から給与抑制措置として、町長・助役・収入役の

- ・地域手当を9%から5%に引き下げました。
- ・賞与の支給割合は4.45月分のところ、4.40月分に据え置きました。

X		分	給料月額等	区		分	平成17年度支給割合	
給	料	町 長 助 役 収入役	740,000円			町 長助 役収入役	6月期 2.10月分 12月期 2.30月分	
		1// 1/2	620,000円	期	末		計 4.40月分	
報	酬	議長副議長	400,000円	手	当	議長副議長議員	6月期 2.25月分 12月期 2.40月分	
		議員	300,000円				計 4.65月分	

## 9部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

(単位:人)

							( 1 12 17 17
区 分	職 員 数				対前年増減		
部門	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成16年	平成17年	平成18年
一般行政 (議会・総務・税務・民生・衛生・農水・ 商工・土木)	217	210	196	192	7	14	4
特別行政 (消防·教育)	120	116	113	113	4	3	0
公営企業等会計 (水道·温泉·下水道·国保·老健·介護)	40	40	46	45	0	6	1
合 計	377	366	355	350	11	11	5

(注) 職員数は一般職に属する職員数、教育長は除く)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み臨時または 非常勤職員を除いています。

## 10定員適正化計画の進ちょく状況(各年4月1日現在)

職員数の適正規模については、「第3次定員適正化計画」に基づき、定数規模の適正な水準、今後の行政需要の動向を見定めながら、事務事業の見直しを図るとともに、財政計画や人件費負担率などを考慮し、総合的に検討を加え、5年ごとの目標値を定めその後の推移を勘案し、適正規模職員数を必要に応じ見直しを行います。

(単位:人)

	区分	平成17年 計画前年	平成18年 1 年 目	平成19年 2 年 目	平成20年 3 年 目	平成21年 4 年 目	平成22年 5 年 目
全職員	数值目標	-	356	356	356	356	356
	減 員	-	12	-	-	-	-
	増 員	-	6	-	-	-	-
	差引	-	6	-	-	-	-
	職員数	356	350	-	-	-	-

平成18年においての職員数は、数値目標の356人を6人減じた350人となりました。

## 人事行政の運営等の状況とついて公表しています

地方公務員法及び湯河原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、本町の人事行政の運 営等の状況を、町のホームページ及び掲示板に掲示し、公表しています。

【問合せ】庶務課 内線281・284・285